

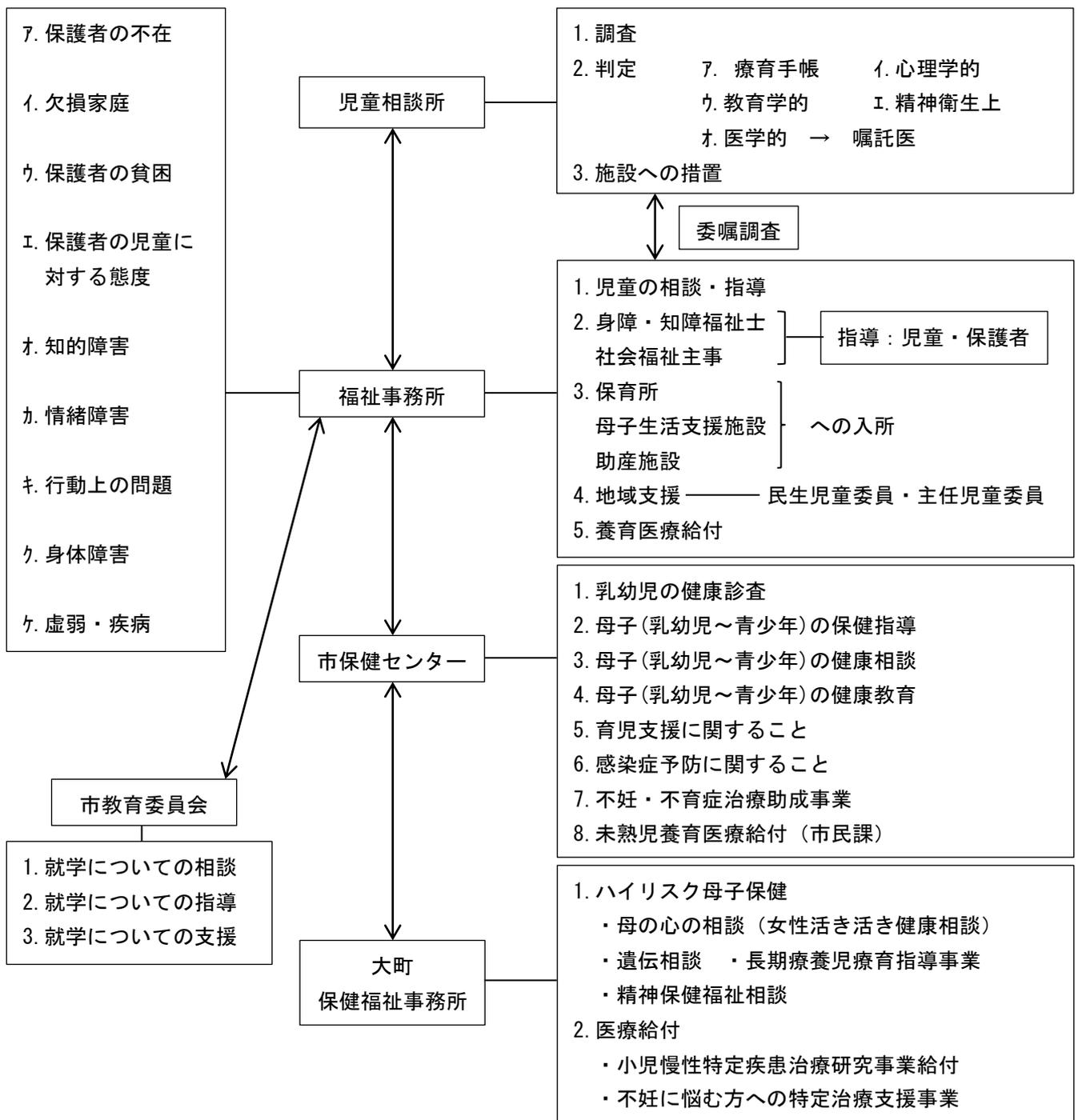
# 第8章 児童福祉

## 1. 児童福祉の理念

核家族化や少子化による家庭環境の変化や、情報化・都市化の進展等による急激な社会環境の変化が進む中で、「児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」児童福祉法における、この理念を踏まえながら、新しい時代にふさわしい、質の高い多様な子育て支援の基盤づくりを目指しています。

子どもたちが健やかに育っていく社会、子育てに夢を持ち、安心して子どもを生み育てられるまちなしていくために、児童育成計画「エンゼルプランおおまち」を平成10年度に策定し、平成16年度には、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定しました。

### 児童福祉の機関と役割



## 2. 大町市要保護児童対策地域協議会

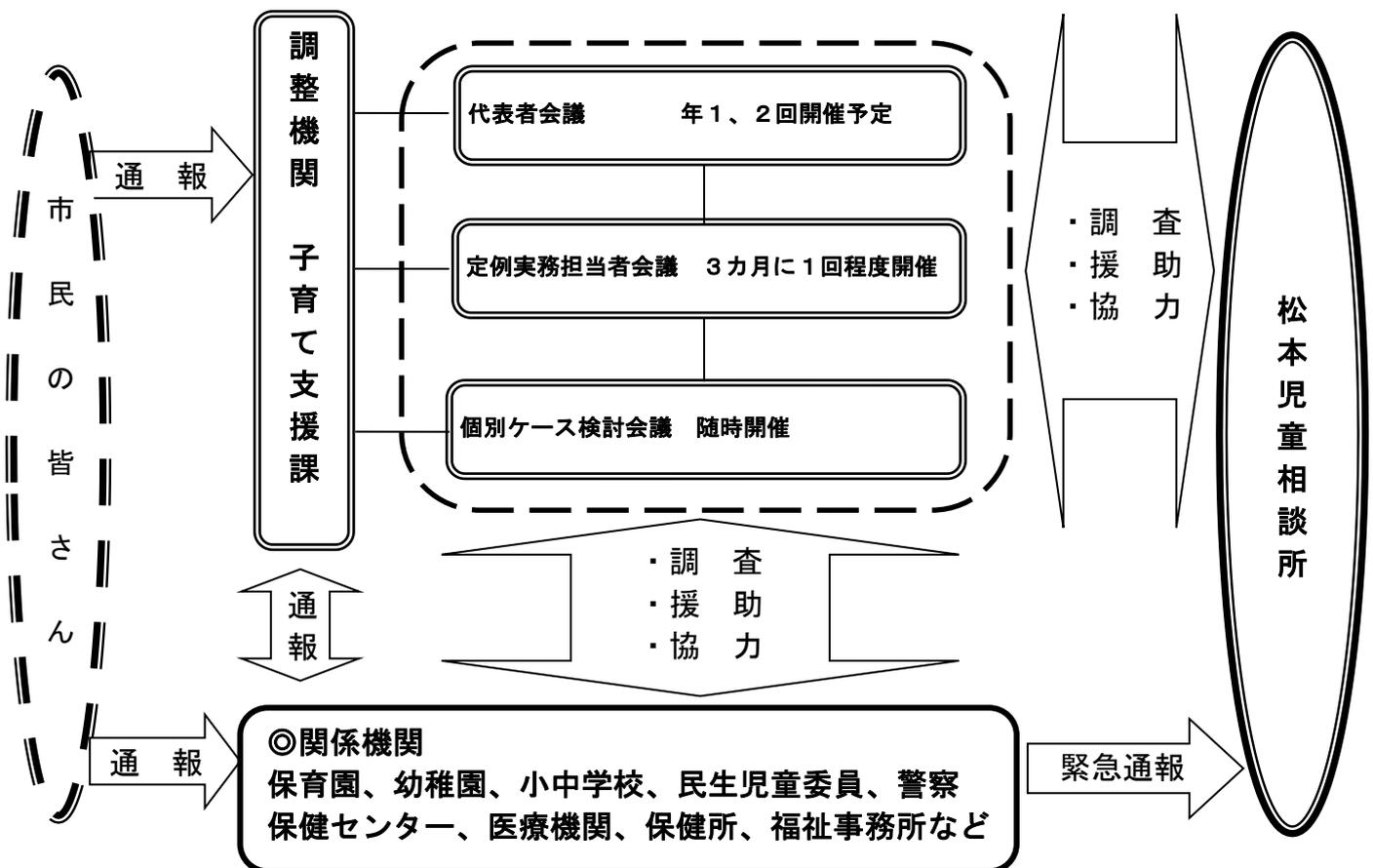
平成16年10月に児童虐待の防止等に関する法律の改正、同12月児童福祉法の一部改正が公布され、児童相談に応じることが市町村の業務として法律上明確にされたところであります。

そこで、平成18年11月大町市では、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応することを目的に「大町市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

{協議会の意義}

- ・要保護児童を早期に発見できる。
- ・迅速に支援を開始することができる。
- ・関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。
- ・情報や考え方を共有し、関係機関等の中で役割分担について共通の理解を得ることができる。
- ・関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任を持って係わる体制づくりができる。
- ・情報の共有化を通じて、関係機関が同一の認識の下に役割分担しながら支援を行うため、家庭にとってよりよい支援が受けられやすくなる。
- ・関係機関等が分担し合った個別ケースに係わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができる。

### 大町市要保護児童対策地域協議会



### 3. 家庭児童相談室

近年、児童をとりまく社会的経済的環境の変化は著しく、子どもらしく、人間らしく、健やかに成長することが難しくなっています。そのため、不登校児の多発現象や自殺・いじめを含めた校内暴力・万引・喫煙など様々な心の問題を抱える児童が増えています。

家庭児童相談室では、こうした家庭の人間関係の健全化と児童育成の適正化により児童福祉の向上を図るため、市民に気軽に利用できる相談を行っています。その相談内容及び件数は、下表のとおりです。

相談内容別延件数

項目 年度	心身障害	環境福祉	学校生活等	知能・言語 (発達障害含 む)	家族関係	非 行	性 格・ 生活 習慣等	そ の 他	計
22	62	22	82	350	158	15	52	112	853
23	42	16	43	121	54	38	47	65	426
24	37	103	59	206	140	23	51	184	803
25	37	103	69	216	150	23	51	184	833
26	35	95	70	235	141	27	52	194	849

施設入所の状況（各年度3月末日現在）

施設の種別	施設名	年度22	23	24	25	26
乳 児 院	松本赤十字乳児院	1	1	1	1	
	風越乳児院					
	上田市乳児院					
児童養護施設	更級福祉園	1	1	2	2	
	松本児童園	4	3	1	2	5
	風越寮	1	1	1	1	1
	たかずやの里					1
	飯山学園	1	1			
	松代福祉寮	1	1	1		1
肢体不自由児施設	信濃福祉医療センター					
重度心身障害児施設	信濃福祉医療センター			1		
情緒障害児短期治療施設	諏訪湖健康学園					
里親委託						2
児童自立支援施設	波田学院	1	1		1	1
母子生活支援施設	美和荘					
	上田市母子寮					
知的障害児施設	信濃学園					
計		10	9	7	7	11

#### 4. 児童福祉のための各種手当支給制度

児童福祉のための各種手当は、下表のとおりです。このうち児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等は国の施策として支給されています。

##### 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・その他の手当等支給制度

制度の名称	説 明	支給額																								
児童手当	<p>受給資格</p> <p>出生から15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に支給される。児童手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月から開始（一部特例あり）され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わる。なお、手当は、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">所得制限限度額（平成24年6月分の手当より）</th> </tr> <tr> <th>扶養親族等の数</th> <th>所得制限限度額 （万円）</th> <th>収入の目安 （万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>622.0</td> <td>833.3</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>660.0</td> <td>875.6</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>698.0</td> <td>917.8</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>736.0</td> <td>960.0</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>774.0</td> <td>1,002.1</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>812.0</td> <td>1,042.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額（実際の適用は所得額で行い収入額は用いない。）</p> <p>（注2）扶養親族等の数は、税法上の控除対象配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに、扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいう。</p> <p>（注3）所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。</p> <p>（注4）扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。</p>	所得制限限度額（平成24年6月分の手当より）			扶養親族等の数	所得制限限度額 （万円）	収入の目安 （万円）	0人	622.0	833.3	1人	660.0	875.6	2人	698.0	917.8	3人	736.0	960.0	4人	774.0	1,002.1	5人	812.0	1,042.1	<p>支給額</p> <p>○0～3歳未満</p> <p>・一律 15,000円</p> <p>○3歳～小学校修了まで</p> <p>・第1子、第2子 10,000円</p> <p>・第3子以降 15,000円</p> <p>○中学生 （一律）10,000円</p> <p>○所得制限以上 （一律）5,000円</p> <p>※当分の間の特例給付</p>
所得制限限度額（平成24年6月分の手当より）																										
扶養親族等の数	所得制限限度額 （万円）	収入の目安 （万円）																								
0人	622.0	833.3																								
1人	660.0	875.6																								
2人	698.0	917.8																								
3人	736.0	960.0																								
4人	774.0	1,002.1																								
5人	812.0	1,042.1																								

児童扶養  
手当

～制度の位置づけ目的～

父子・母子家庭の生活安定と自立促進を通じて児童の健全育成を目的とする福祉制度。ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

～受給資格者～

下記の児童を養育している父、母や父、養育者

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障害の状態(国民年金の障害等級1級程度)にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑧母が婚姻によらないで生まれた児童

～対象児童～

18才に達する日以後の年度末までにある児童

(心身に基準以上の障がいがある場合は20歳未満の者も対象)

※里子・児童福祉施設・社会福祉施設等に入所している児童は除く

手当月額(26年4月以降)		
第1子	第2子加算	第3子以降
(全部支給) 42,000円	5,000円	1人につき
(一部支給) 41,990～9,910円		3,000円

所得制限の限度額(平成14年8月から適用)

扶養親族等の 数	本人		孤児等の養育者 配偶者及び 扶養義務者
	全部支給の場合	一部支給の場合	
0人	190,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1	570,000	2,300,000	2,740,000
2	950,000	2,680,000	3,120,000
3	1,330,000	3,060,000	3,500,000
4	1,710,000	3,440,000	3,880,000
5	2,090,000	3,820,000	4,260,000

(注) 老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合は、該当者1人につきこの額に100,000円(ただし、「孤児等の養育者・配偶者・扶養義務者」の所得制限の場合、老人扶養親族1人につき(扶養親族が老人のみの場合は1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円)、特定扶養親族がある場合は、1人につき150,000円が加算されます。

～認定請求期限の取扱〔法附則第3条〕～

法第6条第2項が削除されたため、平成15年4月1日以降適用しない。ただし、平成15年4月1日において既に手当の支給要件に該当するに至った日から5年を経過している場合には、手当の請求をすることができないこと。

支払日

4月分～7月分	8月11日	} 銀行口座に支払われる。
8月分～11月分	12月11日	
12月分～3月分	4月11日	

<p>特別児童 扶養手当</p>	<p>～受給資格者～</p> <p>1. 精神・身体障害を有する児童を監護する父母、又は父母にかわってその児童を養育している者。</p> <p>2. 所得制限内であること。</p> <p>特別児童扶養手当所得制限限度額表(平成12年8月から適用)</p> <table border="1" data-bbox="312 344 1355 698"> <thead> <tr> <th rowspan="2">扶養親族 等の数</th> <th colspan="2">本人</th> <th colspan="2">配偶者及び扶養義務者</th> </tr> <tr> <th colspan="2">限度額(円)</th> <th colspan="2">限度額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td colspan="2">4,596,000(未満)</td> <td colspan="2">6,287,000(未満)</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td colspan="2">4,976,000</td> <td colspan="2">6,536,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="2">5,356,000</td> <td colspan="2">6,749,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td colspan="2">5,736,000</td> <td colspan="2">6,962,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td colspan="2">6,116,000</td> <td colspan="2">7,175,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="2">6,496,000</td> <td colspan="2">7,388,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 限度額は、収入額から給与所得控除を適用したものである。</p> <p>2. 本人の限度額は、所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者については上記金額につき10万円を加算した額とする。 (配偶者及び扶養義務者の場合は、6万円)</p> <p>3. 特定扶養親族がある場合は、1人につき25万円が加算されます。</p> <p>～対象児童～</p> <p>20才未満で国民年金法1・2級に定める程度の状態にある児童。</p> <p>※里子・児童福祉施設・社会福祉施設に入所している児童は除外する。</p> <p>～支払日～</p> <table data-bbox="319 1099 1193 1220"> <tr> <td>4月分～7月分</td> <td>8月11日</td> <td rowspan="3">} 受給資格者の口座に支払われる。</td> </tr> <tr> <td>8月分～11月分</td> <td>11月11日</td> </tr> <tr> <td>12月分～3月分</td> <td>4月11日</td> </tr> </table>	扶養親族 等の数	本人		配偶者及び扶養義務者		限度額(円)		限度額(円)		0人	4,596,000(未満)		6,287,000(未満)		1	4,976,000		6,536,000		2	5,356,000		6,749,000		3	5,736,000		6,962,000		4	6,116,000		7,175,000		5	6,496,000		7,388,000		4月分～7月分	8月11日	} 受給資格者の口座に支払われる。	8月分～11月分	11月11日	12月分～3月分	4月11日	<p>児童1人の場合月額 平成26年4月以降) 1級相当 49,900円 2級相当 33,230円</p>
扶養親族 等の数	本人		配偶者及び扶養義務者																																													
	限度額(円)		限度額(円)																																													
0人	4,596,000(未満)		6,287,000(未満)																																													
1	4,976,000		6,536,000																																													
2	5,356,000		6,749,000																																													
3	5,736,000		6,962,000																																													
4	6,116,000		7,175,000																																													
5	6,496,000		7,388,000																																													
4月分～7月分	8月11日	} 受給資格者の口座に支払われる。																																														
8月分～11月分	11月11日																																															
12月分～3月分	4月11日																																															
<p>重度心身 障害児童 福祉手当</p>	<p>～受給資格者～</p> <p>重度心身障害児童の父母、又は児童を養育する者。</p> <p>～対象児童～</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項の規定に該当する者。</p> <p>※福祉施設の収容者・勉学・治療及び訓練等で一時的に市に居住する者は除外する。</p> <p>～支払日～</p> <table data-bbox="319 1608 798 1686"> <tr> <td>4月分～9月分</td> <td>9月</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>10月分～3月分</td> <td>3月</td> <td>10,000円</td> </tr> </table>	4月分～9月分	9月	10,000円	10月分～3月分	3月	10,000円	<p>支給額 児童1人年額 20,000円</p>																																								
4月分～9月分	9月	10,000円																																														
10月分～3月分	3月	10,000円																																														
<p>出産祝い 金</p>	<p>～受給資格者～</p> <p>大町市に住所を有し、出産して児童を養育する父母 (平成18年1月1日施行)</p> <p>～祝金～</p> <p>第1子・第2子 50,000円 第3子以降 100,000円</p>	<table border="1" data-bbox="1137 1697 1474 2004"> <thead> <tr> <th colspan="3">祝金支給者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22</td> <td>第1・2子</td> <td>142人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3子以降</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>第1・2子</td> <td>149人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3子以降</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>第1・2子</td> <td>135人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3子以降</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>第1・2子</td> <td>117人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3子以降</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>第1・2子</td> <td>151人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3子以降</td> <td>38人</td> </tr> </tbody> </table>	祝金支給者数			22	第1・2子	142人		第3子以降	30人	23	第1・2子	149人		第3子以降	40人	24	第1・2子	135人		第3子以降	24人	25	第1・2子	117人		第3子以降	30人	26	第1・2子	151人		第3子以降	38人													
祝金支給者数																																																
22	第1・2子	142人																																														
	第3子以降	30人																																														
23	第1・2子	149人																																														
	第3子以降	40人																																														
24	第1・2子	135人																																														
	第3子以降	24人																																														
25	第1・2子	117人																																														
	第3子以降	30人																																														
26	第1・2子	151人																																														
	第3子以降	38人																																														

児童福祉のための諸手当支給状況

(単位：受給者数=人、支給額=千円)

手当 年度	児童手当		児童扶養手当		特別児童扶養手当	重度心身障害児童福祉手当	
	受給者数	支給額	受給者数	支給額	受給者数	受給者数	支給額
21	1,616	35,695	207	86,779	65		
22	1,616	35,695	207	86,779	65	69	1,393
23	—	—	226	97,551	69	76	1,569
24	1,878	347,155	225	101,477	91	91	1,886
25	1,790	403,295	220	94,684	96	108	2,412
26	1,736	389,790	219	95,923	98	103	2,331

児童手当=3月末日現在受給者数

児童扶養手当=12月末日現在受給者数

特別児童扶養手当= ”

重度心身障害児童福祉手当=3月末日現在受給者数

(単位：受給者数=人、支給額=千円)

手当 年度	子ども手当	
	受給者数	支給額
22	2,050	441,584
23	1,932	490,615
24	1,878	77,770

子ども手当=1月末日現在受給者数



## 5. 児童遊園地

近年、交通事故や水難事故による児童の死傷が増加しています。これらの事故から児童を守り健全育成をはかるため市営児童遊園地及び運動広場の整備を図り、更に地域で設置する町内遊園地には補助金を交付しています。

### 市内の児童遊園地等の設置状況

市 営	町内遊園地
12ヶ所	51ヶ所

### ○市営遊園地の名称、所在及び面積

名 称	所在地	面積	名 称	所在地	面積
宮田町児童遊園地	宮田町	1,339 m <sup>2</sup>	西山住宅児童遊園地	常盤・原村	400 m <sup>2</sup>
相生町 "	上白塩町	476	館ノ内 "	社・館ノ内	425
三日町 "	大笹	1,860	旭町運動広場	町尻	1,998
野口 "	平・大林	2,266	野平児童遊園地	野平中	217
俵町 "	俵町	1,317	明野 "	明野	878
大原町 "	大原町	1,672	切久保 "	切久保	137

### 大町市子どもの遊び場設置事業補助金

区分	経 費	補助率
1	遊具の設置に要する費用	1遊具当たり設置費の4分の3以内。 ただし、30万円を限度とする。
2	運動機能の向上及び健康の増進を目的とした子供から大人までが利用する体操器具の設置に要する費用	1基当たり設置費の3分の1以内。 ただし、30万円を限度とする。
3	敷地の購入に要する費用 ただし、敷地面積66m <sup>2</sup> 以上とし、整地費を除く	敷地購入費の3分の2以内。 ただし、40万円を限度とする。
4	既設遊具の補修に要する費用	1遊具当たり補修費の4分の3以内。 ただし、15万円を限度とする。
5	老朽化等により都市公園における遊具の安全確保に関する指針(平成14年国都公緑第299号)に沿って定められた遊具の安全基準(以下「遊具の安全基準」という。)に適合しなくなった遊具の撤去に要する費用	1遊具当たり補修費の4分の3以内。 ただし、30万円を限度とする。

### ○大町市子どもの遊び場設置事業補助金交付実績

区分	年度				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設置箇所数	1	0	0	2	2
金 額	145,400円	0円	0円	2,090,738円	378,635円

## 6. 大町市児童センター

18年4月オープンの大町市児童センターは、従来の児童館機能に加え、親子で自由に遊べる場所として「子育て支援センター」を設置し、子育て支援事業、家庭児童相談事業の機能を併せ持った施設です。

また、保護者の皆さんの子育てと就労の両立を支援するため、ご要望が多かった「病後児保育事業」や、放課後児童対策として「西小児童クラブ事業」を実施し、平成26年からは、「ファミリーサポートセンター」をスタートしました。センター内の明るく広い「プレールーム」では、児童の体力増進のために必要な遊具、体力等の測定機材などを整備し、児童の体力増進に関する事業、音楽や文化に触れ楽しむ事業を行い、「創作活動ルーム」では、ものづくり活動、「クッキングルーム」を利用した少人数制の栄養・食育指導や料理教室など各種事業に取り組んでいます。センターは年末年始のみ休日とし、子育てを行う家庭やサークル、地域の子育て支援者に親しまれ、子どもたちにとって安全な居場所として利用できるよう事業展開を図ります。

児童館（H17まで）児童センター（H18～）年度別来館児童数

年度		22	23	24	25	26
区分						
開館日数	日	359	359	359	359	359
利用者数	人	17,254	9,420	10,809	11,008	11,284
1日平均利用数	人	48	26	30	30	32

## 7. 子育て支援センター

平成18年4月オープンの大町市児童センターは、親子で自由に遊べる場所として「子育て支援センター」を設置し、子育て支援事業、家庭相談事業など児童と保護者が利用しやすい体制の整備、広い情報の発信により子育て支援や児童健全育成の推進を目指しています。また、親子で集う場所づくりや、地域との連携により地域で子どもを育てる機運を高めるような事業の開催、総合的な子育て支援のコーディネートを実施しています。

利用状況一覧表（H14～H17まで、大町市総合福祉センター内に設置、H18から大町市児童センター内に設置）（単位：人）

年度		22	23	24	25	26
区分						
事業への参加者数		692	556	773	777	895
室の開放利用者数		9,254	7,888	9,652	9,783	8,271

## 8. 児童クラブ

就労等により下校後、保護者が不在となる小学校児童の保護及び健全育成を図るため、大町市児童クラブを設置しています。

児童福祉法改正により、放課後児童健全育成事業として規定され、第二種社会福祉事業として県知事への事業開始の届出をしました。（平成 10 年 6 月）

### 児童クラブ開設状況

名 称	場 所	開設年月日
北小児童クラブ	大町市大町 5806-8 大町北小学校内	H9. 4. 21 (H13. 4. 1 移転)
南小児童クラブ	大町市常盤 3546-33 大町市ふれあいプラザ内	H9. 1. 14 (H13. 4. 1 移転)
東小児童クラブ	大町市社 6700 大町東小学校内	H9. 4. 22
西小児童クラブ	大町市大町 4714 大町市児童センター内	H18. 4. 1
八坂小児童クラブ	大町市八坂 1090 八坂小学校内	H12. 4. 1
美麻小児童クラブ	大町市美麻 27503 美麻小中学校内	H12. 4. 1

開設時間は、小学校の下校時から午後 6 時まで（学校の休日にあつては、午前 8 時から午後 6 時まで）。

### 児童クラブ利用者数

区分		年度				
		22	23	24	25	26
北小児童 ク ラ ブ	開所日数	283	285	283	283	283
	利用者数	11,730	14,152	14,908	13,955	12,462
	1日平均	41.4	49.7	52.7	49.3	44.0
	登録児童数	144	159	167	174	160
南小児童 ク ラ ブ	開所日数	283	285	283	283	283
	利用者数	14,047	8,201	7,590	6,203	6,271
	1日平均	49.6	28.8	26.8	21.9	22.2
	登録児童数	154	122	93	83	86
東小児童 ク ラ ブ	開所日数	283	285	283	283	283
	利用者数	5,123	3,726	3,721	4,426	5,713
	1日平均	18.1	13.1	13.1	15.6	20.2
	登録児童数	55	54	47	44	55
西小児童 ク ラ ブ	開所日数	283	285	283	283	283
	利用者数	7,367	4,772	4,956	5,888	4,615
	1日平均	26.0	16.8	17.5	20.8	16.3
	登録児童数	81	68	66	69	75
八坂小児童 ク ラ ブ	開所日数	283	285	283	283	283
	利用者数	3,366	3,635	2,870	1,716	2,391
	1日平均	11.9	12.8	10.1	6.1	8.5
	登録児童数	28	31	21	24	24
美麻小児童 ク ラ ブ	開所日数	283	285	283	283	283
	利用者数	2,878	2,402	1,773	1,424	1,370
	1日平均	10.2	8.4	6.3	5.1	4.8
	登録児童数	30	27	25	19	18

（西小児童クラブ平成 18 年度から・八坂小、美麻小児童クラブ平成 18 年 1 月から）

## 9. 母子通園訓練所「あゆみ園」

心身の発達に支援を必要とする乳幼児を対象に、保護者と通園し、個々の発達段階に添った様々な機能の発達を促すとともに、保護者への支援を行います。

- ・所在地 大町市大町 3130 番地 市立大町総合病院併設
- ・開設年月 昭和 46 年 10 月 大町市勤労者福祉センターを利用 週 1 回開設  
昭和 47 年 10 月 大町市大町 3131 番地 2 へ移転 週 3 回開設  
平成 5 年 8 月 現在地に新築移転
- ・建築・延床面積 139.5 m<sup>2</sup>
- ・定員 10 人
- ・開園日 週 3 回 月・水・金曜日
- ・開園時間 午前 9 時から午後 3 時まで
- ・休園日 日曜日・祝祭日及び年末年始

年度別、入所児童一覧表

年 度	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
人 数	5	7	4	2	6	13

